

望まない受動喫煙を予防しよう ～マナーからルールへ～

喫煙は「がん・脳卒中・虚血性心疾患・呼吸器疾患」といったさまざまな病気のリスクを高めます。喫煙しない人でも、喫煙者の煙を吸ってしまうと健康被害にさらされてしまいます。これがいわゆる「受動喫煙」です。この受動喫煙を防止するため平成30年7月に健康増進法の一部が改正され、今年4月1日から全面施行されました。マナーからルールへと変わった受動喫煙対策。望まない受動喫煙を予防するため、皆さんで考えてみませんか？

<p>学校・病院・行政機関等は<u>原則敷地内禁煙</u>になりました。</p> 	<p>一般企業やレストラン等は<u>屋内禁煙</u>が義務付けられました。</p> 
<p>喫煙できるエリアがある場合は、<u>標識掲示</u>が義務付けられました。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="margin-right: 10px;">  喫煙専用室 </div> <div style="margin-right: 10px;">  喫煙目的室 </div> <div style="margin-right: 10px;">  加熱式たばこ専用喫煙室 </div> <div style="margin-right: 10px;">  喫煙可能室 </div> </div>	<p><u>未成年者は喫煙エリアに立ち入り禁止</u>になりました。</p> 

厚生労働省 受動喫煙対策

千葉県 たばこ対策について



お問い合わせは、**健康管理課（2階）** ☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

監査の結果に 対する措置

平成30年度に実施した定期監査（その4）の監査結果に基づき講じた措置については、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

【監査の種類】 定期監査
【措置年度】 令和元年度

都市建設部 都市計画課

【監査結果】

太陽光による発電設備については、建築物・工作物に該当しないため開発指導等の届出の対象外であるが、近隣住民の生活環境の確保のためにも、県と連携を図るとともに設置に係る届出の義務化について取り組まれます。

【措置内容】

地域住民とのトラブル防止、事業区域及びその周辺の災害の防止、生活環境及び景観の保全を図るために、茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱を制定した